

2018年6月29日

鳥取県知事

平井伸治様

日本労働組合総連合会鳥取県連合会
会長 本川博孝
男女平等局長 澤田陽子

雇用における男女平等に関する要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日頃は連合鳥取の活動に対しまして、ご高配を賜っていることに深く感謝申し上げます。

さて、連合は、男女が均等な機会と待遇で、仕事と生活の役割と責任を分かち合いながら働き続けることのできる、「男女平等参画社会」実現をめざして取り組んでいます。働き方改革への取り組みに注目が集まる中、女性活躍をはじめ、さまざまな人びとがいきいきと働ける就業環境の整備・改善は一層重要な課題となっています。

雇用の分野における男女平等は、内閣府の第4次男女共同参画基本計画においても第1分野「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」として極めて重要な位置付けにあります。とりわけ仕事と育児の両立支援は、関連する待機児童問題とともに、今なお大きな社会課題の一つとなっています。また、近年では性的指向・性自認（SOGI）への対応や、仕事と不妊治療の両立など、新たな課題も大きく取り上げられており、これらの課題に対する県行政の果たす役割はますます大きくなっていきます。

連合鳥取としても、貴職と緊密な連携をはかりつつ、すべての労働者の処遇改善の促進、就業環境の整備に向けて努めて参りたいと考えております。

つきましては、貴職に対し、以下の要望事項の実現に向けて対処していただきませう、要請いたします。

記

1. 政府の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画基本計画を見直す際は男女の人権を尊重するとした男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、女性に対する暴力への対策や、ひとり親をはじめ様々な困難な状況に置かれている女性等の、困難解消に向けた環境整備を重点的に推進すること。
2. 男女共同参画基本計画の取り組みを強化するため、女性活躍課などの担当部署の一層の体制強化に加え、関係機関への財政支援を通じた機能の強化・充実や地域の多様な主体との積極的な連携を推進すること。
3. 地方公共団体が設置する防災・復興会議や災害時の避難所の運営に関する会議などをはじめとする、あらゆる意思決定の場への女性の参加を拡大すること。
4. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを県に設置するとともに、性犯罪・性暴力に対する予防教育を関係機関が連携して取り組むよう改善すること。また売春防止法の改正により、婦人相談員の非常勤規定が削除されたことを踏まえ、相談にあたる職員を正規職員として任用し、相談体制の質の向上に努めること。
5. 教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員等の対応者側に、セクシュアル・ハラスメントや配偶者からの暴力、つきまとい行為、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認等（SOGI）に関する理解を深めるため、研修の実施や最新の情報提供を行うこと。
6. あらゆるハラスメントへの一元的かつ積極的な対応に努めること。また、人事院規則の改正動向を踏まえ「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」についても積極的に対応を行い、取り組みを促すこと。
7. 自治体の公共調達における「えるぼし」等の取得企業に対する加点評価を積極的に実施すること。
8. 仕事と介護の両立に向けて、地域包括支援センター等において、両立支援制度と介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、相談対応の強化をはかること。
9. 妊娠・出産・育児期に離職することなく安心して働き続けられる環境の整備に向けて、両立支援制度等の情報提供や相談対応の強化をはかるとともに、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童解消と質の向上をはかること。

以上